

市川三郷町教育委員会区域外就学許可基準

(目的)

市川三郷町教育委員会は、学校教育法施行令第9条の規定による区域外就学を希望する児童生徒の保護者に対する許可について、次のとおり許可基準を定める。

	事 由	許 可 基 準	期 間	必要書類等
1	転出	転出先の市町村の学校に通学することにより、児童生徒に精神的な負担が生じるために、継続して従前の在籍校に就学を希望する場合。 また小学校在籍時に区域外就学の許可を受け、中学校入学時に引き続き前住所地の指定中学校へ進学を希望する場合。	卒業まで	
2	転入予定	町外に居住しているが、家の新築等で近い将来通学区域内に転入予定の場合。	転入予定日まで	建築確認書、建築請負契約書等の写し
3	保護者不在	両親共働き等により児童が帰宅後も保護者等が不在であるため、保護者の勤務先近くの学校に通学するため及び児童生徒を祖父母等へ預けるため預かり先の住所地の指定校へ通学させたい場合。	事由が解消されるまで	在職証明書、預かり先となる祖父母等の住民票(写し)
4	家庭の事情によるもの	家庭の事情により、生活の実態があるところに住民登録ができない場合。	事由が解消されるまで	
5	地理的理由によるもの	地理的・地域的理由により、就学すべき学校への通学が困難である場合。	必要と認められる期間	住民票(写し)
6	教育的配慮によるもの	児童生徒の心身状況等により、就学すべき学校への通学が困難である場合。	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類
7	兄弟又は姉妹によるもの	区域外就学の許可を受けた児童生徒の世帯に兄弟又は姉妹がおり、その兄弟又は姉妹について、児童生徒と同じ学校への就学を希望する場合。	卒業まで	
8	その他	その他、教育委員会が必要と認める場合。	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類

※通学上の安全について保護者が責任を持つことを条件とする。

附 則

1. この市川三郷町教育委員会区域外就学許可基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この市川三郷町教育委員会区域外就学許可基準は、平成28年3月1日から施行する。